

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模企業が、感染リスクを抱えながら事業継続するために実施する感染防止対策(マスク・消毒液の購入など)を支援する補助金です。

○補助対象企業 ※下記の要件をすべて満たす事業者

- ①県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模事業者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月の売上が前年同月比で15%以上減少している事業者
- ③社会生活を維持する上で必要な施設を管理しており、一定の時間接触を伴う接客サービスを行うため、特に感染防止対策を必要とする事業者(三重県緊急事態措置において事業の継続を求められる事業者であり、適切な感染防止対策の協力を要請している施設)

Q&Aの3Pを参照:<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000889589.pdf>

※同時に募集している、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金とあわせて申請することはできません。

○補助対象事業

(取組の具体例)

- 「衛生用品」:アルコールなどの消毒液、ディスポ手袋、マスク、フェイスシールド、ガウン等
- 「設備」:自動手指消毒器、器具用消毒機器、スクリーン・パーテーションの設置等
- 「研修等」:感染防止対策のための従業員教育(教材購入・講師依頼・セミナー受講等)

○支給額:感染防止対策に要した経費 上限10万円 ※補助率10/10

※最終的な補助率は、予算の範囲内で決定となります。申請者多数の場合、補助対象経費に対して規定の補助率を下回る補助額となる場合があります。

○受付期間:令和2年5月15日～5月29日まで ※当日消印有効

○問い合わせ先

三重県庁 三重県医療保健部 感染防止対策型補助金コールセンター(5月29日(金)まで)
TEL:059-224-2646 (受付時間:9時～17時)

・参考資料

三重県ホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0004900099.htm>

チラシ <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000889585.pdf>

Q&A <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000889589.pdf>